

「特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

- ・エチルベンゼン等特定有機溶剤業務からの作業は、有機溶剤作業主任者講習の修了者の中から、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。
- ・エチレンオキシドを用いた滅菌作業については、作業主任者が必要です。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
11月20日(火) 9時～	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	100名	要
11月21日(水) 8時30分～			受講資格
			不要

2. 受講料

受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
9,720円	1,944円	11,664円

(受講料、テキスト代は税込み)

3. 持ち物・・・ 受講券(受付でご提示してください)

筆記用具(マークシート方式で修了試験を行ないます)
鉛筆、シャープペンシル(ボールペンは不可)、消しゴム

4. 申込方法

各講習共通留意事項をご覧ください。受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおり駐車下さい。

7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、お弁当業者の出張販売も行っています。

8. 修了証の交付

所定の科目を受講し、修了試験合格者には最終日にお渡しします。